

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	総務課	
件 名	2階会議室（201）エアコン修繕について	
契 約 内 容	エアコンの故障に伴う取替に関する業務	
契 約 期 間	令和4年2月8日～令和4年3月29日	
契 約 締 結 日	令和4年2月8日	
契 約 相 手 方	コニックス株式会社	
契 約 金 額	138,600円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	故障時に水漏れが発生したことから、応急処置として、通常2台で運転しているエアコンを、故障していない片側のエアコンのみで運転できるよう室外機から切り離す作業を既の実施しており、修繕後、安全に元の状態に戻す作業が必要である。 このことから、切り離し作業を実施した業者に修繕をさせることが適切であり、随意契約による契約を締結するものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 総務課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経営部 情報政策課																									
件 名	あいち情報セキュリティクラウド延長対応業務について																									
契 約 内 容	あいち情報セキュリティクラウド（以下、情報ＳＣ）は、令和４年４月より次期情報ＳＣに更新される予定でしたが、国から提示される次期情報ＳＣに実装すべき要件が定まっていないことから、利用を１年延長することになりました。延長利用に伴い情報ＳＣ側のシステム構成が変更となることに伴い、市側のシステムの設定変更を行います。																									
契 約 期 間	令和４年３月１日から令和４年３月１８日まで																									
契 約 締 結 日	令和４年２月２５日																									
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社																									
契 約 金 額	954,800円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第１６７条の２第１項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第１号</td> <td>少額随契（１人による見積りとなった場合（契約規則第２４条の３第１項第１号及び第２号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第２号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第３号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第５号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第６号</td> <td>競争入札に付することが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第７号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第８号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第９号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第１号	少額随契（１人による見積りとなった場合（契約規則第２４条の３第１項第１号及び第２号の規定による場合を除く））	○	第２号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第３号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第５号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。		第６号	競争入札に付することが不利と認められるとき。		第７号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第８号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第９号	落札者が契約を締結しないとき。
	第１号	少額随契（１人による見積りとなった場合（契約規則第２４条の３第１項第１号及び第２号の規定による場合を除く））																								
○	第２号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第３号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第５号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。																								
	第６号	競争入札に付することが不利と認められるとき。																								
	第７号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第８号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第９号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本件、犬山市のネットワークやセキュリティを構成する機器に対する設定変更であり、その内容は公開されておらず、対応を行うことは構築作業を行った事業者に限られるため、その性質及び目的が競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定により随意契約とするものです。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報政策課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経営部 情報政策課	
件 名	令和3年度国税連携システム税制改正対応業務	
契 約 内 容	平成30年度税制改正及び令和3年度税制改正にて公的年金等支払報告書におけるひとり親控除の変更、住宅ローン控除の特例の延長、確定申告書等の記載事項変更等の改正が行われ、令和4年度課税より適用されるため、国税連携システムを改修する。	
契 約 期 間	令和4年1月20日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和4年1月20日	
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社	
契 約 金 額	2,112,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	国税連携システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、メンテナンスやプログラムの修正を行うことは当市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報政策課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	市民部地域協働課	
件 名	多文化共生フォーラム開催委託業務	
契 約 内 容	【多文化共生フォーラムの開催】 外国人市民と日本人市民の交流を促進し、相互理解を深めるためのフォーラムを開催すること。	
契 約 期 間	令和4年2月1日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和4年2月1日	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人シェイクハンズ	
契 約 金 額	489,962円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	特定非営利活動法人シェイクハンズは設立以来、地域の外国人市民の支援を中心に活動してきた。また、当該団体の活動内容は多岐にわたり、日本語学習指導、日本の生活習慣を指導するほか、多文化共生をテーマにしたパネルディスカッションや地域のコミュニティ行事への参加を通じて地域の多文化共生意識の向上に貢献している。 こうした事業活動を行う類似の団体は市内には存在せず、本件業務の目的を達成するためには、随意契約をすることが最も適当であり、競争入札に適しないと判断するため、同団体と随意契約をするものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 市民部地域協働課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	市民部 市民課																									
件 名	住民基本台帳システム転出・転入手続きのワンストップ化対応業務																									
契 約 内 容	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により住民基本台帳法等が改正され、その改正に対応する為の住民基本台帳システムの改修。 ① マイナポータルから届出された転出届のシステムへの連携 ② 住民基本台帳システムとコミュニケーションサーバ間の転出証明書情報の連携																									
契 約 期 間	令和4年3月16日から令和5年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	令和4年3月16日																									
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社																									
契 約 金 額	4,587,000円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付することが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。		第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。																								
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、対応を行うことは構築作業を行った事業者に限られるため、その性質及び目的が競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とするもの。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 市民部 市民課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	健康福祉部 保険年金課																									
件 名	特定健康診査等受診券・記録票様式変更対応業務																									
契 約 内 容	特定健康診査、後期高齢者医療健康診査及び一般健康診査受診券、記録票の様式変更に伴い、既存健康管理システムの改修を行う。																									
契 約 期 間	令和4年1月24日から令和4年3月31日																									
契 約 締 結 日	令和4年1月24日																									
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社																									
契 約 金 額	3,399,000円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> <td style="width: 15%;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	健康管理システムはパッケージシステムであり、その改修を行うことができる業者はシステム構築業者に限られているため。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 保険年金課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	健康福祉部 保険年金課	
件 名	令和3年度子ども医療費支給範囲拡大業務	
契 約 内 容	<p>令和4年4月1日より、子ども医療費の自己負担額全額助成を中学生相当年齢から高校生相当年齢に拡大することに伴い、医療費助成システムの改修を行う。</p> <p>令和3年度は、子ども医療費受給者証発行事務（受給資格の更新、受給者証一括発行、資格取得処理の変更）への対応を行う。</p>	
契 約 期 間	令和4年1月24日から令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和4年1月24日	
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社	
契 約 金 額	2,079,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	医療費助成システムはパッケージシステムであり、その改修を行うことができる業者はシステム構築業者に限られているため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 保険年金課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課	
件 名	健康管理システム検診結果の利活用に向けた情報標準化整備業務	
契 約 内 容	マイナンバー制度を活用し、パソコンやスマートフォンを通じて自身の保健医療情報等を閲覧・活用できる仕組みについて、令和4年度から順次拡大され、検診情報についても閲覧・活用できるようになる。犬山市が保有する市民の検診情報を閲覧・活用できるようにするには、自治体中間サーバーに検診情報を登録しなければならないため、検診情報を管理している健康管理システムの改修する。	
契 約 期 間	令和4年1月4日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和4年1月4日	
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社	
契 約 金 額	6,303,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	健康管理システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、メンテナンスやプログラムの修正を行うことは当市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康推進課	
件 名	新型コロナワクチン接種（5歳～11歳）接種券等の印刷及び封入封緘業務委託	
契 約 内 容	<p>新型コロナウイルスワクチン接種事業における5歳～11歳の接種券等発送のための下記業務を委託する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種券等の印刷 ・関係書類の折加工 ・封入物の帳合、封入、封緘 	
契 約 期 間	令和4年2月10日～令和4年2月28日	
契 約 締 結 日	令和4年2月9日	
契 約 相 手 方	大和企画株式会社	
契 約 金 額	693,550円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>令和4年1月22日にファイザー社製ワクチン（5歳～11歳用）が薬事承認され、その後の国の説明会にて、3月より5歳～11歳の新型コロナウイルスワクチン接種を開始するとの説明がされた。</p> <p>これを受けて、3月からの接種を可能にするために遅くとも2月中に接種券を送付し予約を開始する必要がある。</p> <p>また、令和2年12月18日付、厚生労働省健康局健康課予防接種室からの事務連絡により、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、緊急の必要により競争入札に付すことができないときに該当するものとして随意契約を締結することができるものと考えられると通知が出ており、これに準じ随意契約とする。</p> <p>業者選定については、接種券及び他の印刷物のデータ（PDF）が完成してから納品までの期間が著しく短いことから、同様の条件下で新型コロナワクチン接種1・2回目接種券の印刷及び封入封緘業務を遂行した実績のある大和企画株式会社を選定した。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康推進課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	整備課	
件 名	桜並木剪定等業務委託（その8）半ノ木川	
契 約 内 容	伐採一式	
契 約 期 間	令和4年3月2日～令和4年3月22日	
契 約 締 結 日	令和4年3月1日	
契 約 相 手 方	佐橋造園	
契 約 金 額	297,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	当該業務場所の桜が今年度建設された集会所敷地に侵入しており、建物への損傷を与える危険性がある。また、町内からも伐採の要望があることから桜が開花するまでに早急に対応する必要があります。 このことから、直ちに現場着手可能な佐橋造園に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	河川排水路維持管理委託	
契 約 内 容	排水路内に堆積する土砂の浚渫	
契 約 期 間	令和4年1月7日から令和4年1月14日まで	
契 約 締 結 日	令和4年1月6日	
契 約 相 手 方	大竹建設(株)	
契 約 金 額	192,500円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本業務は、羽黒字竹ノ腰地内排水路について、近接する工場より通報があり、排水路が詰まっており、下流に排水することができないことから、通水機能の確保の観点から早急に対応する必要があります。</p> <p>なお、当該箇所は、名鉄小牧線に近接する排水路であり、鉄道事業者発注の除草業務を受注している大竹建設(株)に発注することで、除草業務における近接施工協議が不要になるため、工期の短縮・合理的かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課																									
件 名	都市公園等樹木剪定業務委託																									
契 約 内 容	除草及び剪定 一式																									
契 約 期 間	令和4年1月18日から令和4年1月28日まで																									
契 約 締 結 日	令和4年1月17日																									
契 約 相 手 方	齋藤造園(株)																									
契 約 金 額	286,000円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>桃山台東公園において草の繁茂等により道路に著しく支障があることが確認され、機能確保のため、早急に対応する必要があります。このことから、直ちに現場着手可能な齋藤造園(株)に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	河川排水路維持管理委託	
契 約 内 容	排水路内に繁茂する草木の撤去等	
契 約 期 間	令和4年1月26日から令和4年1月31日まで	
契 約 締 結 日	令和4年1月25日	
契 約 相 手 方	(株)フクトミDBK	
契 約 金 額	258,500円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	羽黒新田字高橋前地内排水路において、草木が繁茂しており、隣接する道路に草木が侵入し通行に支障が生じているため除草を実施する必要があります。 なお、この当該箇所に精通している(株)フクトミDBKに依頼することで、地元調整を含む早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	都市公園等樹木剪定業務委託	
契 約 内 容	松の木公園の樹木剪定	
契 約 期 間	令和4年1月13日から令和4年2月10日まで	
契 約 締 結 日	令和4年1月12日	
契 約 相 手 方	(有)芳葉園土木	
契 約 金 額	288,200円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、住民からの通報により公園内の樹木が道路まで枝を伸ばしており、維持管理上早急に対応する必要があります。 このことから、直ちに現場着手可能な(有)芳葉園土木に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	都市公園等樹木剪定業務委託	
契 約 内 容	金山公園の樹木剪定	
契 約 期 間	令和4年2月3日から令和4年2月18日まで	
契 約 締 結 日	令和4年2月2日	
契 約 相 手 方	佐橋造園	
契 約 金 額	299,200円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本業務は、住民からの通報により公園内の樹木が道路まで枝を伸ばしており、維持管理上早急に対応する必要があります。 このことから、直ちに現場着手可能な佐橋造園に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	河川排水路維持管理委託	
契 約 内 容	溝口川護岸に生えている雑木の伐採	
契 約 期 間	令和4年2月15日から令和4年2月22日まで	
契 約 締 結 日	令和4年2月14日	
契 約 相 手 方	佐橋造園	
契 約 金 額	299,200円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	溝口川護岸に生えている雑木が、経年で枝葉が伸び、道路に越境していることから早急に対応する必要があります。 なお、この当該箇所に精通している佐橋造園に依頼することで、地元調整を含む早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	土地改良施設維持管理委託	
契 約 内 容	池野字二本木地内用排水路に繁茂する雑草の除草及び処分	
契 約 期 間	令和4年2月17日から令和4年2月25日まで	
契 約 締 結 日	令和4年2月16日	
契 約 相 手 方	佐橋造園	
契 約 金 額	299,200円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	地元からの要望により、用排水路内に雑草が繁茂しており土砂が堆積し流水が阻害されることから、直ちに現場着手可能な佐橋造園に除草を依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	河川排水路維持管理委託	
契 約 内 容	善師野台調整池の樹木伐採・除草等一式	
契 約 期 間	令和4年2月9日から令和4年2月18日まで	
契 約 締 結 日	令和4年2月8日	
契 約 相 手 方	陽光建設(株)	
契 約 金 額	297,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本業務は、地元からの要望により善師野台調整池において、樹木や雑草が繁茂し、維持管理上早急に対応する必要があります。このことから、直ちに現場着手可能な陽光建設(株)に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	都市公園等樹木剪定業務委託	
契 約 内 容	くすのき公園の樹木剪定	
契 約 期 間	令和4年2月16日から令和4年2月25日まで	
契 約 締 結 日	令和4年2月15日	
契 約 相 手 方	(有)芳葉園土木	
契 約 金 額	297,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="radio"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="radio"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="radio"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="radio"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="radio"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="radio"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="radio"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、住民からの通報により公園内の樹木が隣地まで枝を伸ばしており、維持管理上早急に対応する必要があります。 このことから、直ちに現場着手可能な(有)芳葉園土木に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	河川排水路維持管理委託	
契 約 内 容	当該用排水路内に堆積する土砂の撤去	
契 約 期 間	令和4年2月25日から令和4年3月30日まで	
契 約 締 結 日	令和4年2月24日	
契 約 相 手 方	(株)青山組	
契 約 金 額	249,700円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>羽黒字城屋敷地内の当該用排水路は経年により土砂が堆積し、用排水路の内空断面が小さくなっていることで、出水期の越水が懸念されています。このため、堆積土砂を撤去し排水断面の確保を行います。</p> <p>なお、この当該箇所に精通している(株)青山組に依頼することで、地元調整を含む早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	河川排水路維持管理委託	
契 約 内 容	五郎丸字郷瀬川地内排水路の雑木撤去	
契 約 期 間	令和4年3月11日から令和4年3月30日	
契 約 締 結 日	令和4年3月10日	
契 約 相 手 方	(有)芳葉園土木	
契 約 金 額	297,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="radio"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="radio"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="radio"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="radio"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="radio"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="radio"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="radio"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、市民からの通報により犬山市大字五郎丸字郷瀬川地内の排水路法面において通水断面を著しく阻害する恐れのある雑木があることが確認され、排水路の機能確保のため、早急に対応する必要があります。このことから、直ちに現場着手可能な(有)芳葉園土木に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	都市公園等樹木剪定業務委託	
契 約 内 容	金山公園の樹木剪定	
契 約 期 間	令和4年3月9日から令和4年3月18日まで	
契 約 締 結 日	令和4年3月8日	
契 約 相 手 方	(株)久保田建設	
契 約 金 額	289,300円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、町内会で低木管理を行う際、木が成長しすぎており管理しにくくなっているため、一部を間引きして欲しいとの要望が出たことから、維持管理上早急に対応する必要があります。このことから、直ちに現場着手可能な(株)久保田建設に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	河川排水路維持管理委託	
契 約 内 容	喜八洞地内排水路の土砂撤去	
契 約 期 間	令和4年3月10日から令和4年3月18日	
契 約 締 結 日	令和4年3月9日	
契 約 相 手 方	(株)久保田建設	
契 約 金 額	165,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本業務は、地元からの要望により今井字喜八洞地内の排水路において、土砂が堆積し排水阻害が起きていることから、排水路の維持管理において、早急に対応する必要があります。このことから、直ちに現場着手可能な(株)久保田建設に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	土地改良施設維持管理委託	
契 約 内 容	池野字破岩地内用排水路内に繁茂する雑草の除草及び処分等	
契 約 期 間	令和4年3月18日から令和4年3月25日まで	
契 約 締 結 日	令和4年3月17日	
契 約 相 手 方	(株)久保田建設	
契 約 金 額	299,200円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	本委託業務は、地元からの要望により用排水路内に繁茂する雑草により、土砂堆積し流水が阻害されることから、直ちに現場着手可能な(株)久保田建設に除草等を依頼することで、早期対応かつ適切な作業が確保できるため、随意契約するものです。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	倒木処理委託	
契 約 内 容	市道犬山今井上線の倒木処理	
契 約 期 間	令和4年3月16日から令和4年3月25日まで	
契 約 締 結 日	令和4年3月15日	
契 約 相 手 方	(有)芳葉園土木	
契 約 金 額	297,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、市民からの通報により今井地内の道路において枯木が擁壁上に有り、落下すると通行に支障となるため、道路の維持管理上、早急に対応する必要があります。このことから、直ちに現場着手可能な(有)芳葉園土木に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	倒木処理委託	
契 約 内 容	市道羽黒前原台線の倒木処理	
契 約 期 間	令和4年3月24日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和4年3月23日	
契 約 相 手 方	(有)芳葉園土木	
契 約 金 額	253,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、土木管理課職員の日常パトロールにより羽黒地内外の道路において倒木が有り、通行に支障となるため、道路の維持管理上、早急に対応する必要があります。このことから、直ちに現場着手可能な(有)芳葉園土木に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	都市公園等樹木剪定業務委託	
契 約 内 容	グリーンハイツ第一ちびっこ広場外1の樹木剪定	
契 約 期 間	令和4年3月9日から令和4年3月25日まで	
契 約 締 結 日	令和4年3月8日	
契 約 相 手 方	齋藤造園(株)	
契 約 金 額	297,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、住民からの通報により公園内の樹木が隣地まで枝を伸ばしており、維持管理上早急に対応する必要があります。このことから、直ちに現場着手可能な齋藤造園(株)に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	土地改良施設維持管理委託	
契 約 内 容	池野字宮裏地内用水路内に繁茂する樹木の伐採及び処分	
契 約 期 間	令和4年3月25日から令和4年3月30日まで	
契 約 締 結 日	令和4年3月24日	
契 約 相 手 方	佐橋造園	
契 約 金 額	289,300円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本委託業務は、地元からの要望により用水路内に繁茂する樹木の落葉により、水路内に落葉が堆積し流水が阻害されることから、直ちに現場着手可能な佐橋造園に樹木伐採を依頼することで、早期対応かつ適切な作業が確保できるため、随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	土地改良施設維持管理委託	
契 約 内 容	羽黒字根比敷地内用水路内に繁茂する雑草の除去及び処分	
契 約 期 間	令和4年3月23日から令和4年3月30日まで	
契 約 締 結 日	令和4年3月22日	
契 約 相 手 方	佐橋造園	
契 約 金 額	267,300円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本委託業務は、地元からの要望により用水路内に繁茂する雑草により、土砂堆積し流水が阻害されることから、直ちに現場着手可能な佐橋造園に除草を依頼することで、早期対応かつ適切な作業が確保できるため、随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	河川排水路維持管理委託	
契 約 内 容	用排水路内に堆積した土砂の撤去	
契 約 期 間	令和4年3月25日から令和4年3月30日まで	
契 約 締 結 日	令和4年3月24日	
契 約 相 手 方	(株)久保田建設	
契 約 金 額	299,200円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="radio"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="radio"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="radio"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="radio"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="radio"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="radio"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="radio"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本委託業務は、市民からの通報により池野字破岩地内用排水路内に経年による土砂堆積が見られ、堆積による内空断面の阻害による越水が懸念されることから、出水期前に対応する必要があります。 なお、この当該箇所に精通している(株)久保田建設に依頼することで、地元調整を含む早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 下水道課	
件 名	管路部浚渫委託（公共その9）	
契 約 内 容	管路部洗浄 一式	
契 約 期 間	令和4年2月16日 ～ 令和4年3月7日	
契 約 締 結 日	令和4年2月15日	
契 約 相 手 方	管清工業㈱ 小牧営業所	
契 約 金 額	132,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○	第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
		第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本業務は、宅内の公共ますが溢れ汚水が流せないとの市民からの通報により、緊急的に本管及び取付管部の洗浄を行い詰まりを解消する必要があることから、直ちに現場作業に着手可能な管清工業㈱小牧営業所に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できることから随意契約するものです。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 下水道課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 下水道課	
件 名	管路部浚渫委託（公共その10）	
契 約 内 容	管路部浚渫 一式	
契 約 期 間	令和4年3月4日 ～ 令和4年3月14日	
契 約 締 結 日	令和4年3月4日	
契 約 相 手 方	管清工業(株)小牧営業所	
契 約 金 額	264,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○	第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
		第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	<p>本業務は、下水道本管において、下水道管路内に土砂、木根等が堆積し、閉塞していることが判明したことから、良好な居住環境の維持を保つため早期に浚渫作業を行うものです。このことから、直ちに現場作業に着手可能な管清工業(株)小牧営業所に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できることから随意契約するものです。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 下水道課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	自動車騒音常時監視業務委託の随意契約について	
契 約 内 容	調査及び成果品の提出	
契 約 期 間	令和4年1月17日～令和4年3月28日	
契 約 締 結 日	令和4年1月17日	
契 約 相 手 方	株式会社中央クリエイト	
契 約 金 額	759,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	○ 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>電子入札にて開札を行ったが、予定価格に達しない入札で落札者がいなかった。再度の入札、再々入札と合計3回開札を行ったが落札者がおらず、不調となった。</p> <p>年度内に調査を行う必要があり、時間的に余裕もないことから、最低の入札価格を提示したものと交渉を行った結果、予定価格の範囲内で業務を実施できるとの申し出があったため、契約の相手方として契約をするものである。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	教育部 学校教育課	
件 名	電子黒板等移設業務委託(小学校間)	
契 約 内 容	小学校間での電子黒板、タッチモジュールの移設業務	
契 約 期 間	令和4年3月9日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和4年3月8日	
契 約 相 手 方	株式会社石川コンピュータ・センター 名古屋支社	
契 約 金 額	128,700円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	電子黒板等の移設に伴い、それら電子機器を制御するコンピュータの設定やネットワークへの接続を支障なくかつ円滑に行うことができるのは、コンピュータの管理保守を行っている者のみであるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	教育部 学校教育課																									
件 名	電子黒板等移設業務委託(中学校搬出)																									
契 約 内 容	中学校からの電子黒板、タッチモジュールの移設業務																									
契 約 期 間	令和4年3月2日～令和4年3月31日																									
契 約 締 結 日	令和4年3月1日																									
契 約 相 手 方	株式会社石川コンピュータ・センター 名古屋支社																									
契 約 金 額	965,800円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	電子黒板等の移設に伴い、それら電子機器を制御するコンピュータの設定やネットワークへの接続を支障なくかつ円滑に行うことができるのは、コンピュータの管理保守を行っている者のみであるため。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	教育部 学校教育課																									
件 名	電子黒板等移設業務委託(中学校搬入)																									
契 約 内 容	中学校への電子黒板、タッチモジュールの移設業務																									
契 約 期 間	令和4年3月9日～令和4年3月31日																									
契 約 締 結 日	令和4年3月8日																									
契 約 相 手 方	株式会社石川コンピュータ・センター 名古屋支社																									
契 約 金 額	858,000円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	○	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	○	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	○	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	○	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	○	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	○	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
○	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
○	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
○	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
○	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
○	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
○	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	電子黒板等の移設に伴い、それら電子機器を制御するコンピュータの設定やネットワークへの接続を支障なくかつ円滑に行うことができるのは、コンピュータの管理保守を行っている者のみであるため。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	文化スポーツ課	
件 名	トレーニングマシン総合借上	
契 約 内 容	犬山市民交流センターフィットネスフロイデにトレーニングマシンを設置し、その管理等を行う。	
契 約 期 間	令和4年2月14日～令和4年3月25日	
契 約 締 結 日	令和4年2月10日	
契 約 相 手 方	株式会社スポーツマックス	
契 約 金 額	409,156円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>現在、犬山市民交流センターフィットネスフロイデのトレーニングマシンは、本随意契約の選定業者と犬山市が借上契約をしており、計16台の機器を設置している。契約期間終了後は借上機器を撤去し、新たに落札した業者が機器を搬入する予定であった。</p> <p>しかし、新型コロナの影響等により当初予定していた契約期間の終了時には、新たな機器の搬入が間に合わないと判明した。当施設の運営においてトレーニングマシンは必要不可欠であるため、搬入の時期を延長し、新たな借上契約を締結した。</p> <p>このことにより、延長した期間（40日間）の借上契約を結ぶことが必要となったが、新たな業者に発注すると、借上料に加え不用な搬入出の費用が発生する。そこで、現在、借上契約を締結している当該選定業者と、契約を結ぶことで、既存の機器が利用でき、利用者への影響も少ない上、搬入出に係る費用も削減できるため、本選定業者と随意契約を締結するものである。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課図書館	
件 名	図書資料データ作成装備委託業務	
契 約 内 容	郷土資料、外国語資料等の一般に流通していない図書について、株式会社図書館流通センターが作成する書名、著者名、出版社等の書誌データベース「TRCマーク」が存在しないため、図書の「TRCマーク」の作成及び図書の装備を委託する業務	
契 約 期 間	契約日の翌日から令和4年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和4年1月18日	
契 約 相 手 方	株式会社図書館流通センター	
契 約 金 額	224,877円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>市立図書館及び楽田ふれあい図書館が登録、管理している図書マーク（書誌データ）は株式会社図書館流通センターが提供する「TRCマーク」を使用している。</p> <p>当委託業務で依頼する図書は、郷土資料等の流通していない図書のため、TRCマークがなく、別途作成依頼する必要がある。TRCマークを供給できるのは作成した事業者に限られているため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、当該事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課図書館